

地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方 に関する調査研究報告書

～諸外国の地方税制との比較を中心に～

平成 18 年 3 月

財団法人 自治総合センター

名瀬市における徴収対策の取り組み

- 1 財政状況 名瀬市の過去 10 年間の財政状況
- 2 徴収対策 平成 17 年度の市税徴収実績
 滞納整理室が担当した月別滞納整理の実績（17 年度）
 滞納状況管理システムのメニュー
 滞納整理システムの画面一覧
 多重債務者に対する市のサポートの必要性

（添付資料の通り）

（特記事項等）

- ・ 名瀬市では、平成 16 年度から「滞納整理室」を設置し（職員 6 名）、市税の滞納債権のみでなく、下水道受益者負担金、保育料、奨学金貸付等の各種の市の滞納債権について、情報を一元管理するとともに、滞納整理室が中心となって、関係部局の連携の下に、差押え等を行って成果を挙げている。
（特に、滞納整理室の設置後は、行政サービスや給付を担当しているセクションにおける滞納債権徴収についての意識が高まったことや、市全体で合理的な徴収、時にはサポートを行うことができるようになったことが大きな成果であったとのこと。）
- ・ 平成 18 年 3 月には、1 町 1 村と合併し、「奄美市」となるが、その後は、さらに滞納債権の徴収体制を強化し、「収納対策課」として、滞納整理を促進するとのことであった。
- ・ 市町村では「滞納者の顔が見える関係があつて差押え等が難しい」といった意識を持っている団体も見受けられるが、名瀬市においては、滞納があれば顔見知りでも差押え等を行って徴収を行う方針を従前から採ってお

り、そのような取り組みを積み重ねているとのことであった。そのような取り組みを続けることが重要であり、納税者に近い立場にあることを言い訳にしてはならないとの話であった。

- ・ 多重債務（消費者ローンなど）を抱えているために、一定の収入がありながら市の債権を滞納している者に対しては、多重債務の整理について市が積極的にサポートすることにより、債務の縮小や解消ができ、それが市債権の滞納の解消にもつながる事例が出てきており、先進的な取り組みとして注目される。

※ この内容は、平成 18 年 3 月 8 日、林委員長、山中委員及び事務局 1 名（川窪総務省自治税務局企画課税務企画官）が名瀬市役所を訪問し、財政課（則課長ほか）、税務課（大井課長ほか）、滞納整理室（有川室長ほか）及び関係課から説明を受けたものである。

多重債務者の増加が国・地方自治体に与える悪影響

- ① 各種税金・公営住宅家賃・授業料・給食費等の滞納及び年金未納や免除
- ② 社会保障制度資金の負担増大
 - * 生活苦・借金苦による自殺（年間約 8,000 人）
 - * 長期に渡るストレスにより疾病
 - * 借金が原因となり家庭崩壊・離婚→母子世帯等の増加

医療費・児童手当・児童扶養手当・生活保護受給者の増加

多重債務が原因となり勤労意欲の減退、生産能力の低下が少子高齢化社会における就労人口の減少に繋がり国にとっても損失。

〔地方自治体における解決方法〕

消費者行政担当における相談窓口の充実（弁護士会・司法書士会等との連携）
→過払金返還請求・債務整理（任意整理・特定調停・個人再生手続・破産申立）
→滞納解消（各種税金等を支払うことができる環境の確保）

*相談窓口と税務課・滞納整理室・国保介護課・自立支援課（生活保護担当）・福祉政策課等関係各課との連携。

金利引き下げは国・地方自治体に利益をもたらすか

参考資料〔消費者金融連絡会データ集2005〕

2004年3月末現在貸金業者貸出残高 46兆8040億円のうち消費者を対象とした高金利（利息制限法を超過するもの）貸付残高は約15兆円と推察される。

15兆円という金額は上記データ集を基に積算したのと、GE コンシューマー・ファイナンス（株）のクラーク氏が「日本の消費者金融市場は15兆円」とおっしゃっていますので引用しました。

10%は、仮に現出資法（29、2%）が、最も利用者数の多い10万円～100万円の利息制限法金利（18、0%）まで引き下げられたものと仮定した概数です。

15兆円÷1、276億人＝約117、500円（国民一人当たり借入残高）

・名瀬市人口約41、500人×117、600円＝4、876、250、000円
（名瀬市民総借入残高）

仮に10%の金利引き下げがなされたとしたら年間約4億8、760万円の金利が名瀬市から流出することなく地域で消費され、各種税金等滞納の解消にも繋がることが予想される。

全国で見ると、毎年1、5兆円が貸金業者に支払われず消費に回る可能性が高く、消費拡大・税収増に繋がることが予想される。

※著作権上、削除します。

【 ホームページへ戻る 】 【 前のページへ戻る 】

■ 出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書

超低金利時代といわれる現在、消費者金融、信販会社、銀行など複数業者から返済能力を超えた借り入れをして、苦しんでいる多重債務者が後を絶たず、社会問題化している。

こうした背景には、貸金業規制法第43条の「みなし弁済」規定を適用させ、利息制限法の上限(年15～20%)は上回るが、出資法の上限(年29.2%、日賦貸金業者及び電話担保金融は年54.75%)よりは低い金利、いわゆる「グレーゾーン金利」で営業する貸金業者が多いという実態がある。

こうした中、先般、最高裁判所は、貸金業者の利息制限法の上限を超える利息について「みなし弁済」規定の適用条件を厳格に解釈した判決を示した。

国では、平成19年1月を目途に出資法等の上限金利を見直すとしている。今回の見直し時期をとらえ、借受者の不安を一日でも早く解消すべきである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること。
- 2 貸金業規制法第43条の「みなし弁済」規定を撤廃すること。
- 3 出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月30日

東京都議会議長 川島 忠一

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

金融担当大臣

】 あて

利息制限法の制限利率の推移

- ① 明治10年9月11日 太政官布告
(1877年)

<銀行貸出約定平均金利>

100円未満	年20%	
100円以上1000円未満	年15%	年9.9645%
1000円以上	年12%	(約10%)

- ② 大正8年法改正
(1919年)

100円未満	年15%	年8.0665%
100円以上1000円未満	年12%	(約8%)
1000円以上	年10%	(大正5, 6, 7年は約7%)

- ③ 昭和29年法改正
(1954年)

10万円未満	年20%	年9.08%
10万円以上100万円未満	年18%	(昭和24~28年は年10~12%)
100万円以上	年15%	

約5分の1

- ④ 平成18年4月
(2006年)

平成18年4月現在
年1.607%

- (③×5分の1)

10万円未満	年4.0%
10万円以上100万円未満	年3.6%
100万円以上	年3.0%

利息制限法による引き直し計算

【事例】2005年6月30日にサラ金A社より50万円を年29.2%（閏年においては年29.28%、日歩8銭）で借入れ、毎月末、1年間にわたり利息だけ支払ってきた場合。

借入先	A社
借入年月日	2005年6月30日
借入元本	500,000円
借入年率	平年年29.2%、閏年29.28% (いずれも日歩8銭)

借入年月日	返済年月日	日数	支払額	利息制限法利息	超過支払利息	残元本
2005年6月30日						500,000
	2005年7月31日	31	12,400	7,643①	4,757	495,243
	2005年8月31日	31	12,400	7,571②	4,829	490,414
	2005年9月30日	30	12,000	7,255	4,745	485,669
	2005年10月31日	31	12,400	7,424	4,976	480,693
	2005年11月30日	30	12,000	7,111	4,889	475,804
	2005年12月31日	31	12,400	7,273	5,127	470,677
	2006年1月31日	31	12,400	7,195	5,205	465,472
	2006年2月28日	28	11,200	6,427	4,773	460,699
	2006年3月31日	31	12,400	7,043	5,357	455,342
	2006年4月30日	30	12,000	6,736	5,264	450,078
	2006年5月31日	31	12,400	6,880	5,520	444,558
	2006年6月30日	30	12,000	6,577	5,423	439,135

【計算式】 ① $500,000 \times 0.18 \times 31 / 365 = 7,643$

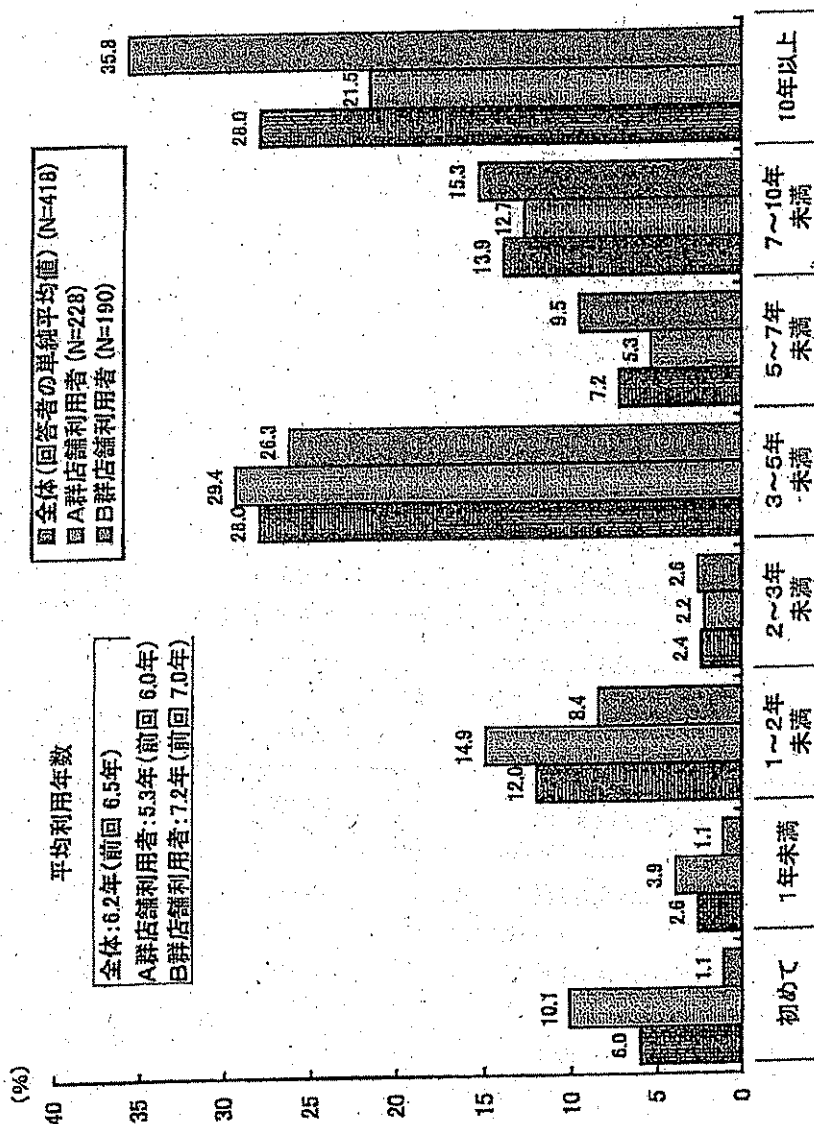
② $495,243 \times 0.18 \times 31 / 365 = 7,571$

※ サラ金業者の計算によれば、2006年6月30日現在の残債務額は500,000円となりますが、利息制限法で計算すると2006年6月30日現在の残債務額は439,135円になります。したがってサラ金業者の計算では利息制限法で計算した場合の1.13倍以上になるわけです。

なお、この調子で利息だけを支払い続けた場合、利息制限法で計算すると5年5ヶ月目(2010年1月末時点)で残債務はゼロとなり、その後は過払金が発生することとなります。

問2. あなたは、消費者金融を利用してから、どのくらいになりますか。(○はひとつ)

	回答者数	初めて	1年未満	1～2年 未満	2～3年 未満	3～5年 未満	5～7年 未満	7～10年 未満	10年以上	平均(年)	平均利用年数
A群店舗利用者 (N=228)	10.1	3.9	14.9	2.2	29.4	5.3	12.7	21.5	5.3	6.0	全体:6.2年(前回 6.5年)
B群店舗利用者 (N=190)	1.1	1.1	8.4	2.6	26.3	9.5	15.3	35.8	7.2	7.0	A群店舗利用者:5.3年(前回 6.0年)
全体(回答者の単純平均値(N=418))	6.0	2.6	12.0	2.4	28.0	7.2	13.9	28.0	6.2	6.5	B群店舗利用者:7.2年(前回 7.0年)



出典：平成17年度版消費者金融白書
 調査対象：JCF、NIC会員店舗利用者(418人)

②-6

※著作権上、削除します。

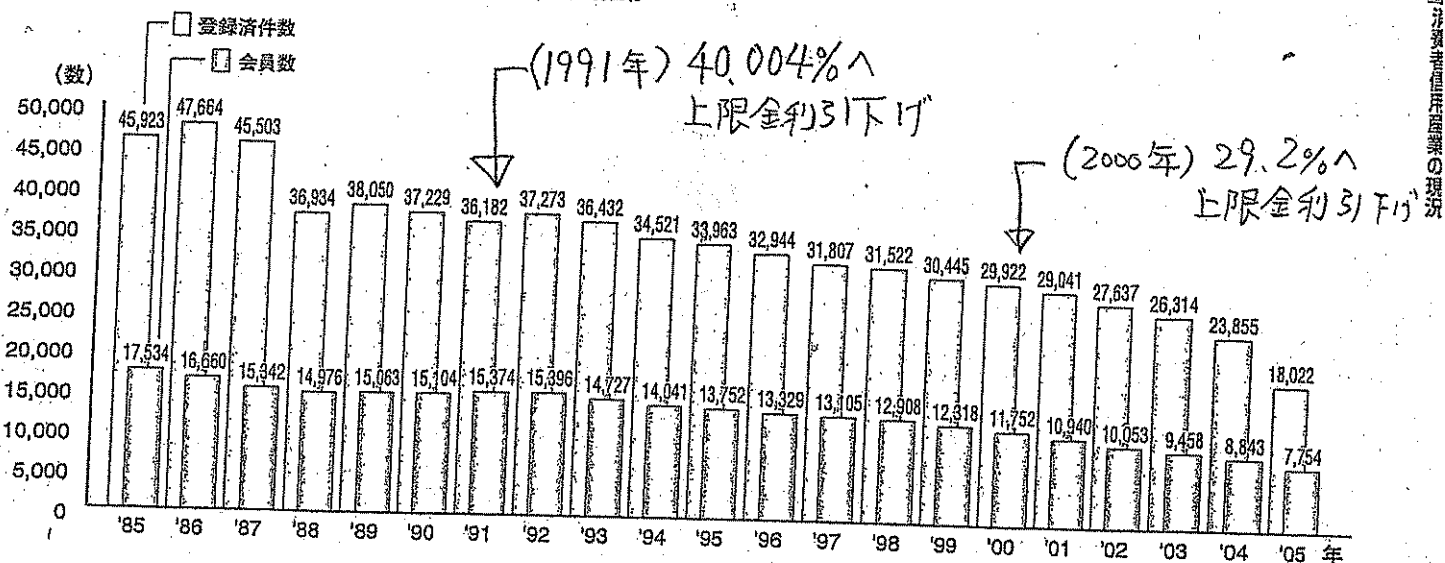
図表8 貸金業者数の推移

	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
財務局	1,153	1,269	1,304	1,343	1,366	1,465	1,417	1,325	1,327	1,286	1,271	1,261	1,145	1,014	941	851	763
知事	36,897	35,960	34,878	35,930	35,066	33,056	32,546	31,619	30,480	30,236	29,174	28,661	27,896	26,623	25,373	23,004	17,259
計	38,050	37,229	36,182	37,273	36,432	34,521	33,963	32,944	31,807	31,522	30,445	29,922	29,041	27,637	26,314	23,855	18,022
内協会員数	15,063	15,104	15,374	15,396	14,727	14,041	13,752	13,329	13,105	12,908	12,318	11,752	10,940	10,053	9,458	8,843	7,754

詳細データ/別冊データ集P10・表14「協会別貸金業登録業者数」

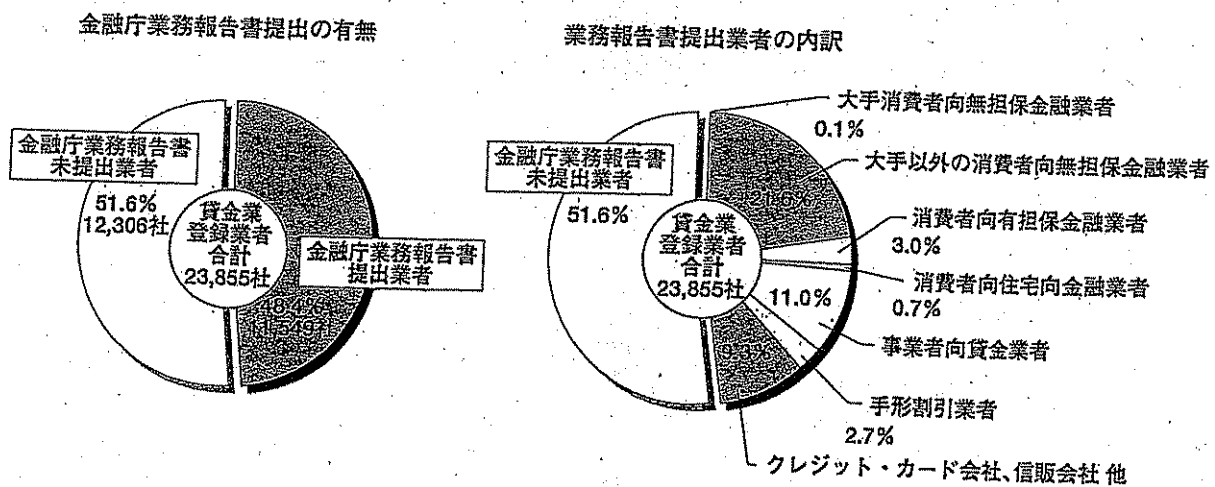
出典：全国貸金業協会連合会

図表9 貸金業登録済件数および協会員数の年度別推移



出典：全国貸金業協会連合会

図表10 貸金業登録者の内訳 (2004年集計)



出典：全国貸金業協会連合会資料、金融庁業務報告書集計より作成

※ 著作権上、削除します。

※著作権上、削除します。

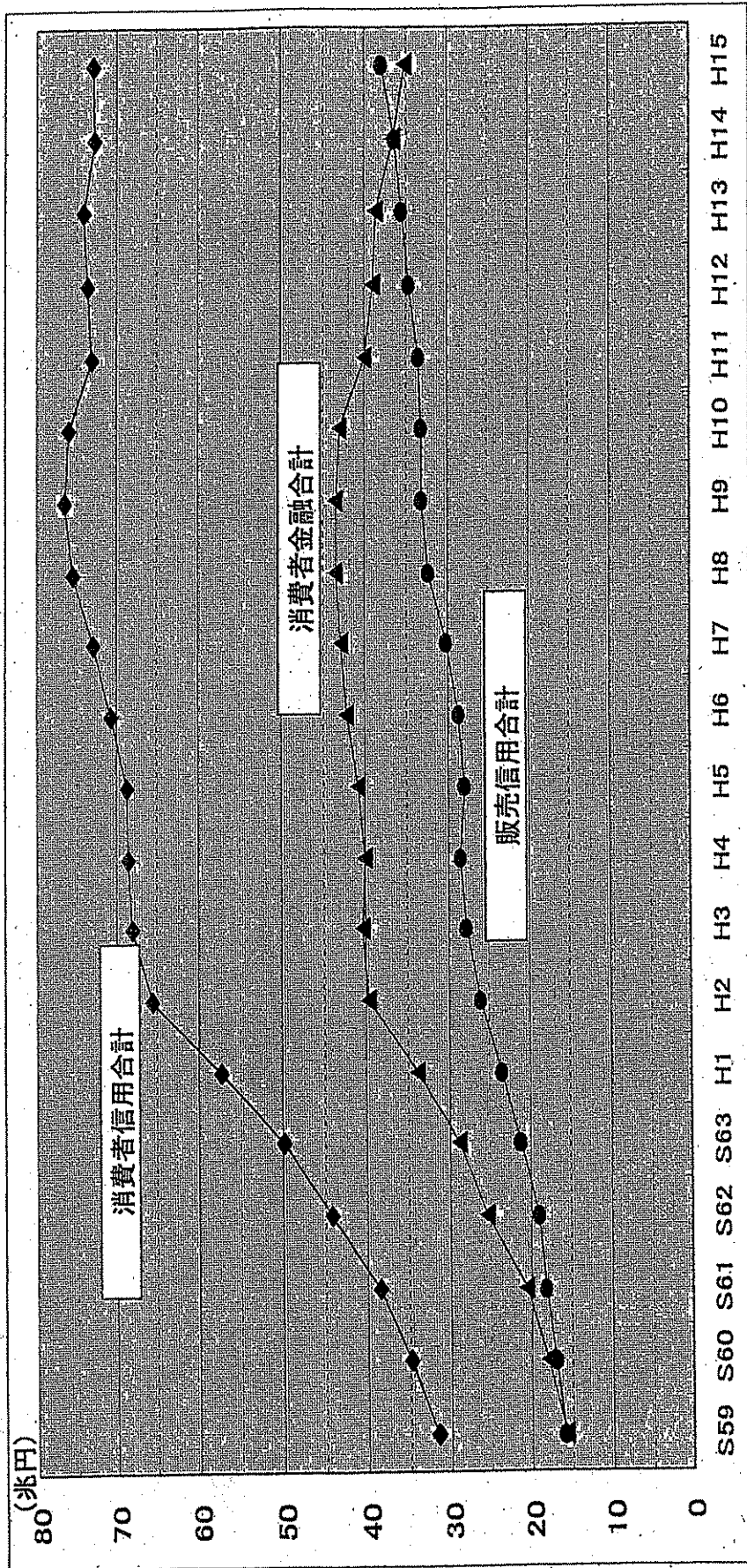
※著作権上、削除します。

1. 消費者信用産業の現況

消費者信用供与額の推移

(単位:兆円)

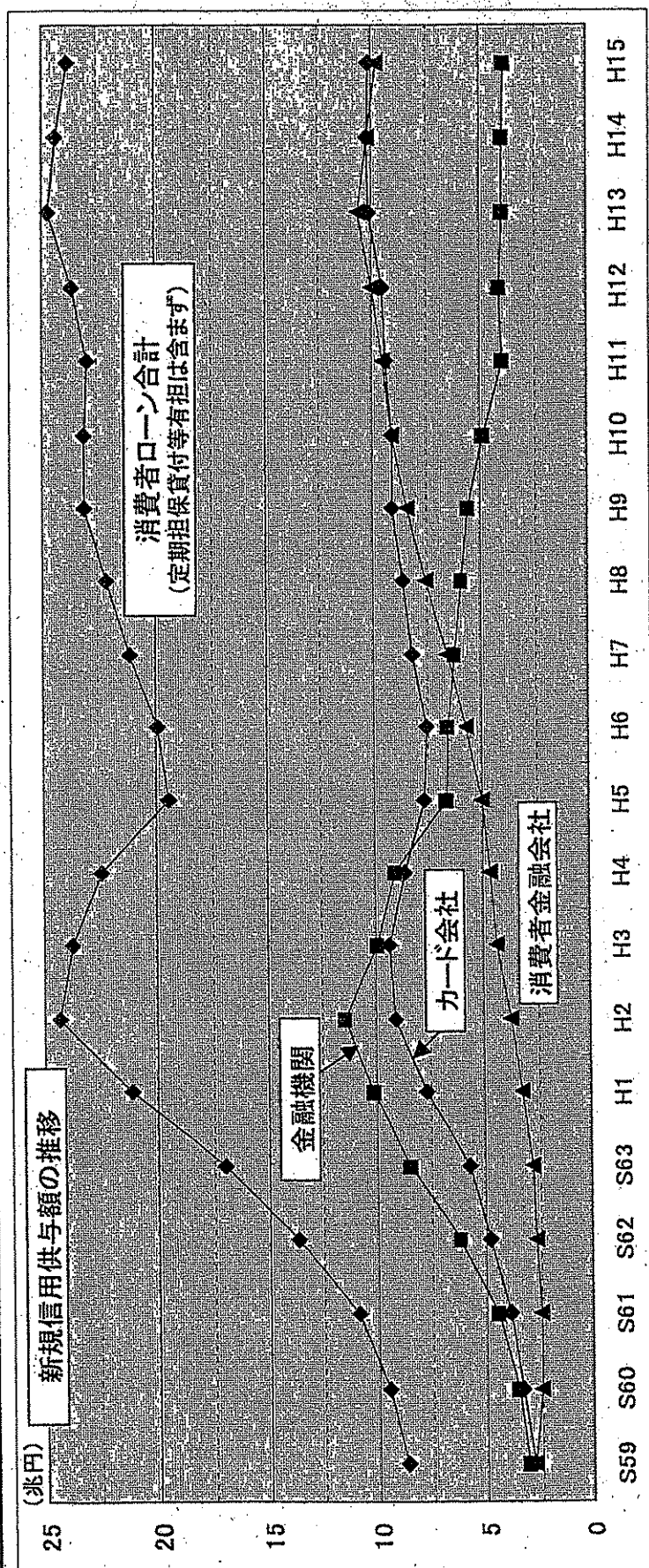
	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
消費者信用 合計	31.5	34.7	38.4	44.2	49.9	57.3	65.6	68.0	68.5	68.6	70.7	72.9	75.6	76.5	76.1	73.1	73.6	74.1	72.8	73.0
販売信用 合計	15.8	16.8	18.0	18.9	21.2	23.4	26.0	27.7	28.4	27.9	28.5	30.1	32.2	33.0	33.0	33.3	34.6	35.5	36.3	37.9
消費者 金融合計	15.7	17.9	20.4	25.3	28.7	33.8	39.5	40.3	40.0	40.8	42.2	42.8	43.5	43.5	43.0	39.9	38.9	38.6	36.5	35.1



(社)日本クレジット産業協会「日本の消費者信用統計平成17年版」より

《消費者金融マケット》

	S59	S60	S61	S62	S63	H11	H12	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H00	H11	H12	H13	H14	H15
消費者金融合計	15.7	17.9	20.4	25.2	28.7	33.8	39.5	40.3	40.1	40.7	42.2	42.8	43.5	43.6	42.9	39.9	38.9	38.6	36.4	35.1
消費者ローン合計	8.7	9.5	10.9	13.7	17.0	21.1	24.3	23.7	22.4	19.4	19.9	21.1	22.1	23.1	23.1	22.9	23.6	24.7	24.4	23.8
カープ会社	2.8	3.4	3.9	4.8	5.7	7.7	9.1	9.4	8.6	7.7	7.6	8.2	8.6	9.1	9.1	9.4	9.5	10.1	10.2	10.1
消費者金融	2.8	2.5	2.5	2.7	2.8	3.3	3.8	4.4	4.7	5.0	5.7	6.6	7.6	8.4	9.1	9.5	10.0	10.6	10.2	9.8
金融機関	3.1	3.6	4.5	6.2	8.5	10.1	11.4	9.9	9.1	6.7	6.6	6.3	5.9	5.6	4.9	4.0	4.1	4.0	4.0	3.9
その他(定期担保 貸付等)	7.0	8.4	9.5	11.5	11.7	12.7	15.2	16.6	17.7	21.3	22.3	21.7	21.4	20.5	19.8	17.0	15.3	13.9	12.0	11.3



(社)日本クレジット産業協会「日本の消費者信用統計平成17年版」より

<参考資料：報道記事一覧>

「自治体が生活再建支援 多重債務整理 徴収率向上や財源確保に」(2006.5.8 大島新聞)

「サラ金は金利下げよ」(1989.4.8 読売新聞)

「トヨタファイナンス、『灰色金利』を全廃」(2006.5.25NIKKEI NET)

「JR東 カード金利年18.0%に 灰色金利廃止議論受け」(2006.6.10 読売新聞)

「問われる消費者金融」(2006.5.17 日本経済新聞)

島根県（主として西部地域）における多重債務事件処理の実情 と貸金業者の利率を引き下げるべき実証的根拠

島根県浜田市田町1655 朝日堂ビル301号

浜田ひまわり基金法律事務所

弁護士 田 上 尚 志

電 話 0855-24-1605

FAX 0855-23-2993

第1 島根県（主として西部地域）における多重債務事件処理の実情

1 活動実績

当職は、平成17年1月25日、島根県浜田市に「浜田ひまわり基金法律事務所」を開設し、業務を開始した。当初、多重債務に関する相談は少なかったが、次第に増加し、現在は受任事件のほとんどが多重債務関連である。依頼者は、松江、出雲といった島根県東部地域、山口県の方もあるが、ほとんどがいわゆる石見地方（島根県西部地域）の方である。

開業からほぼ1年半が過ぎたわけであるが、これまで事件を処理してみて、当地における多重債務事案は、過払い事件の占める割合が大きく、かつ、過払い事件1個の当たりの規模が極めて大きい点に特色があると感じている。

そこで、開業から平成18年5月31日までの間に当職が依頼を受け、取戻しに成功した過払い事件について集計してみた。詳細については別紙過払金取戻し集計表（平成17年6月10日～平成18年5月31日）のとおりであるが、依頼者の数は73人（ただし、この人数は、過払い金の一部でも取り戻しに成功した依頼者の数であり、73人の全てについて全ての過払い金を取り戻しているわけではない。また、受任したがまだ1円の返還も実現していない依頼者も相当数あるので、当職が受任した依頼者数は73人を大きく上回ってい

る), 事件数は166件, 回収した過払い金は1億5648万6567円である。すなわち, 1人平均約214万3652円, 1事件平均約94万2690円の過払い金を取り戻していることになる。

2 活動実績から推定される島根県(主として西部地域)における過払金残額

第1項で分析した金額をもとに, 現在, 島根県において過払金がいくら残っているのか推定してみる。

独立行政法人国民生活センターの「多重債務問題の現状と対応に関する調査研究」には, 「現在、多重債務者は、150万人から200万人は存在するといわれている」と記載されている。そこで, わが国の多重債務者の数を200万人と仮定する。他方, 総務省統計局のホームページ(<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/tsuki/>)によると, 平成18年1月1日現在のわが国の総人口は1億2768万5000人であり, 島根統計情報データベースのホームページ(<http://www.toukeika.pref.shimane.jp/subfiles/monthly/002/new02.htm>)によれば, 平成18年1月の島根県の人口は74万1450人である。以上によれば, 人口比から, 島根県には概ね1万1614人の多重債務者が存在することになる。そのうちの3分の1に過払い金が発生していると仮定すると(統計をとっていないので断言はできないが, 実際には3分の1どころではなく, 多重債務関係の依頼者の65パーセントから70パーセントに過払い金が発生していると感じている。かなり少なめに見積もっている), 平均214万3652円であるから, 島根県全体では82億9868万6917円となる。

3 長期にわたるサラ金との取引

島根県西部地域だけではないかもしれないが, 当職の依頼者には昭和58年から20年以上もサラ金との取引を継続している者が少なくない。このようにサラ金との取引が長期化する原因として, サラ金が債務者に提案する返済計画が利息のみ返済させ元金が減らないような仕組みになっていること, 金利が高すぎて元金の返済まではなかなか手が回らないこと, もともと生真面目な

地域性、自己破産を恥とする地域性、過疎地であるため、逆に親類縁者がいることが多く、親類縁者から返済のための援助を受けられることが多いこと、事件処理に長けた法律家が存在しなかったことといった理由が考えられる。

ところで、島根県西部地域は昭和58年の山陰豪雨災害で大被害を被っており（別紙「昭和58年山陰豪雨災害による三隅川の洪水氾濫」(http://wwwsoc.nii.ac.jp/jsnds/contents/saigai_report/mikumagawa_1.html)参照。)、この時の被害がきっかけでサラ金から借金したと話す依頼者も何人かいる。

23年も前の災害が未だに住民の生活に悪影響を与え続けているのである。

4 特に悲惨な事案

私が当地で手がけた事件の中で特に悲惨と思われる事例をいくつか挙げてみよう。

- (1) まず、借金の返済に追われ、国民健康保険税を納付できなくなったというA氏のケースである。A氏は益田市在住自営業者であったが、複数の商工ローン・サラ金に対して多額の借金を抱え、2年あまり国民健康保険税を納付せず、高血圧の持病があるのに病院へも行かずに売薬で自分の体を騙し騙し働き続け、ついにクモ膜下出血で亡くなってしまった。ひどい頭痛があったが、費用がかかるからと言って病院に行くことをためらい、どうにもならなくなって病院に駆け込んだ時には手遅れだった。そういう事情らしい。

A氏の死後、A氏の保証人である数人の方から債務整理を受任し、その方たちからA氏の評判を聞いたが、A氏の評判は極めて良かった。そのような方が病院へも行けず、病で苦しみ抜いた末に亡くなってしまったのである。

A氏の死後、A氏の息子さんからA氏の債務整理を受任し、多額の過払金が発生していたことが明らかとなった。もっと早く、A氏から直接

受任できていたらこのように悲惨な亡くなられ方はせずに済んだのではないかと思われ、大変残念である。

- (2) 次のB氏は、プロミス、武富士、アイフル等に約500万円の借金を背負い、加えてアイフルには自宅不動産を担保に取られていたため、返済に窮した挙句、当たり屋詐欺（相手方の運転する自動車に撥ねられたように装い、慰謝料名目で金銭を騙し取る手口）を働き、懲役2年、執行猶予4年の有罪判決を受けた。

しかし、B氏はプロミスに対しては約98万円の、武富士に対しては約8万円の過払い状態となっており、残る債務はアイフルに対する約120万円とアコムに対する約15万だけで、最終的に30万円程度まで債務を圧縮できる見込みである。30万円しか残らないのであれば、親戚からの援助、分割による支払いで何とでもなる。

B氏は家族に内緒で借金していたため、家族に打ち明けることもできず、家を失うかもしれないという恐怖感に苛まれた挙句、犯罪に走った。私は当番弁護士として出動したことがきっかけとなってB氏から債務整理を受任したのだが（当然、刑事弁護も担当した）、もっと早く相談を受けていれば、このような罪を犯さずとも良かったのではないかと思われる。

- (3) C氏は、道路交通法違反等（無免許運転、車検切れ車両の運転、自賠責保険切れの車両の運転）で罰金刑を受けた。C氏が罪を犯した経緯は、サラ金への借金がきっかけとなって離婚し、そのままホームレス状態になって軽トラに寝泊りし、免許の更新や車検の費用が捻出できないままその軽トラで生活し続けたため、上記犯罪に至ったというものである。

C氏は軽トラで寝泊りするようになってから逮捕されて身柄を拘束されるまで、約2年間も身体を伸ばして眠ったことがないということであった。2年間も体を伸ばして寝たことがないというのは、一体どのような

な気持ちだったのだろう。

しかし、C氏にも計算上多額の過払金が発生しているのである。

- (4) D氏は、サラ金数社への返済に苦しんだ結果、他人を装ってサラ金のATMから金を引き出そうとして失敗し、詐欺未遂等の罪で現在公判中である。

しかし、少なくともサラ金3社との取引が平成元年ころに開始されており、計算未了ではあるものの、過払金の発生が疑われる。

このように、サラ金・商工ローンへの返済に窮した挙句、悲惨な結果に至った事件が少なくないのであるが、いずれももっと早く弁護士が介入していればこのような結果を回避できたのではないかと思われる。もしかしたら、そのうちの数件は、借金を一掃することさえできたかもしれない。まさに悲劇であると言いかねない。

5 無視できない公租公課滞納問題

多重債務者の中には、借金の返済に血道をあげ、県民税、市民税、国民健康保険税など公租公課の支払いを滞納している者も少なくない。

当職は、公租公課を滞納している者の意見を聞き、過払い金から直接納付することを希望した場合には代理人として直接公租公課を納付しているが、3人だけで334万7900円の滞納公租公課を直接納付した。多重債務者が公租公課を滞納しているとすれば、それは多重債務問題が地方自治や健康保険制度をも破壊しかねないところまで深刻化しているということであって、この問題の解決に猶予されるべき時間はなく、自己責任という美名やヤミ金がはびこるなどといった因果関係の証明もない思いつきの口実の下に現実から目を背けることはもはや許されないというべきである。

第2 貸金業者の利率を引き下げるべき実証的根拠

1 金利引下げの経済効果

日本金融新聞株式会社のホームページでは、サラ金に関するデータが公開されている。それによれば、2004年度（平成16年度）のサラ金（消費者金融）上位51社の融資残高は1兆0717億6300万円となっている。これはあくまでサラ金上位51社に限ってのことであるから、商工ローンや地方の中小の貸金業者まで合わせると、融資残高は数十兆円規模になると思われる。ちなみに、平成18年4月17日放送のNHKテレビ「時論公論」では、サラ金業界の年間の総貸付高は70兆円であると報道していた。そこで、一応この数字に依拠することとし、利息制限法所定の制限利率を超過した利率による貸付の残高が70兆円あると仮定する。

そうすると、現在出資法の上限金利は年率29.2パーセントが上限であるから、これら高利の貸金業者が年間に取得する利息は、概ね2兆4400億円ということになる。他方、サラ金の貸付は10万円以上100万円未満であることが多いから、利息制限法の上限金利（年率18パーセント）までしか認めないとすると、高利の貸金業者が得られる利息は年間1兆6000億円となるから、グレーゾーンを廃止し、貸金業者に認められる上限金利を利息制限法の認める制限利率まで下げるだけで7兆8400億円の経済効果がある。

しかも、この経済効果は、毎年継続する上に現在サラ金を利用して購買力が最も小さい国民層に集中的に作用するため、国民の消費意欲を協力に刺激すると予想される。経済効果は金利を下げるほど大きくなり、上限金利を年率10パーセントとすると、経済効果は1兆34400億円となる。

逆を言えば、政府日銀がこれまで推進してきたゼロ金利政策は、景気浮揚効果としては極めて限定的にしか作用していないと考えられる。ゼロ金利政策により銀行が貸付金利を下げたとしても、サラ金や商工ローンが金利を下げるわけがない。

したがって、金利低下の恩恵にあずかることができるのはすべての資金需要を銀行からの融資でまかなうことができる一部の優良企業だけであり、銀行が

融資対象としない零細企業や、銀行の融資枠を超えた部分については、利息がまったく下がらないので、ゼロ金利政策は何の意味もない。むしろ、ゼロ金利政策は高齢者などそれまで利息収入で生活していた多くの国民の消費意欲を冷え込ませて不況の原因となるとともに、サラ金・商工ローンの貸付金調達を有利にし、今日のサラ金・商工ローン業界の肥大化の原因となったと考えられる。今思えば、ゼロ金利政策を実施するのであれば、それと同時に出資法・利息制限法の上限金利も引下げ、金利低下の経済効果が全ての企業・国民に行き渡るようにすべきだったのである。

- 2 このように、出資法・利息制限法の上限金利も引下げ、金利低下の経済効果が全ての企業・国民に行き渡るようになれば、国民の消費意欲が刺激され、わが国の内需が拡大することが考えられる。そうすれば、輸入も増加し、米国などとの経済摩擦も相当緩和されるであろう。

現在、GE、CFJといった米国資本を中心とする外資系のサラ金も存在するが、金利を下げなければ恩恵を被るのは米国企業としても限られたごく一部だけである。

しかし、金利を下げ、消費意欲が刺激されれば、コンピューター、家庭用ゲーム機、果実、嗜好品など、ありとあらゆる分野において日本の諸外国からの輸入が増加すると考えられ、他国の国益にとっても、上限金利を引き下げない場合よりも引き下げた方がはるかに有益であるはずである。また、わが国の上限金利を一律に引き下げるのであればから、GE、CFJに対し特別に不利な扱いをするわけではない。すなわち、上限金利の引下げはわが国に投資している諸外国の利益になることはあっても、不利になることはない。

- 3 上限金利を引き下げれば、それだけサラ金・商工ローンへの返済が楽になるのであるから、現在滞納されている公租公課の支払が可能となることが考えられる。これにより、徴収問題は相当な割合において直接的に解決される。

加えて、金利引き下げによる経済的効果で景気が浮揚すれば、税収も上がり、

財政再建に資することが可能となる。

- 4 上限金利を引き下げることによって返済が楽になれば、当然、第1で述べたような悲惨な事案は減少すると思われる。

第3 今後の行政と法律実務家の連携のあり方

今後、上限金利を引き下げことは当然として、同時に行政は、国、県、市町村のあらゆるレベルで、多重債務の相談窓口を整備し、過払い金の取戻し、自己破産を含めた債務整理についての啓発、及び法律実務家との共同による多重債務解決システムの構築を行うべきである。

なぜなら、多重債務者の多くにとって、弁護士・司法書士といった法律実務家は、利用経験がないことから、多額の相談料を取られるという警戒心からも、極めて敷居が高い。そのため、一人で思い悩んだり、せいぜい親類縁者に相談して返済資金を出してもらって返済するという誤った解決方法に終始している。

これを改め、消費者センター、人権センターといった相談窓口を強化して法律実務家と連携するシステムを作り、可及的速やかに多重債務問題を解決すべきである。自殺や犯罪といった悲惨な事例の防止といった多重債務者の救済だけでなく、滞納されている公租公課の回収の可能性が高まるからである。公租公課は破産法上財団債権、優先債権となる場合が多いので、過払い金を取り返せばたとえその債務者が債務超過のままでも直接納入を十分期待できるし、仮に破産手続中に財団不足に至った場合でも、免責決定後は当該破産者が税金の納入を再開することを期待できるからである。

以上

過払金取戻し集計表(平成17年6月10日～平成18年5月31日)

日付	依頼者	相手方	金額	過払金取戻累計
H17.6.10		サンライズ	¥18,497	¥18,497
H17.6.23		ライフ	¥645,000	¥663,497
H17.7.4		ベストライフ	¥68,000	¥731,497
H17.7.8		オリエントコーポレーション	¥400,000	¥1,131,497
H17.7.15		山陰信販	¥672,277	¥1,803,774
H17.7.20		CFJ	¥338,624	¥2,142,398
H17.7.25		山陰信販	¥445,028	¥2,587,426
H17.7.25		イオンクレジットサービス	¥77,383	¥2,664,809
H17.7.26		アコム	¥474,000	¥3,138,809
H17.8.12		武富士	¥1,050,000	¥4,188,809
H17.8.12		武富士	¥91,010	¥4,279,819
H17.8.29		エイコウ	¥140,000	¥4,419,819
H17.9.1		山陰信販	¥116,933	¥4,536,752
H17.9.1		国内信販	¥88,775	¥4,625,527
H17.9.2		プロミス	¥263,000	¥4,888,527
H17.9.9		アコム	¥313,000	¥5,201,527
H17.9.16		三洋信販	¥1,700,000	¥6,901,527
H17.9.16		ライフ	¥910,000	¥7,811,527
H17.9.26		アコム	¥3,900,000	¥11,711,527
H17.9.26		アコム	¥1,350,000	¥13,061,527
H17.9.30		CFJ	¥49,477	¥13,111,004
H17.9.30		アコム	¥1,700,000	¥14,811,004
H17.10.3		三洋信販	¥1,400,000	¥16,211,004
H17.10.6		三洋信販	¥375,000	¥16,586,004
H17.10.6		ニッシン	¥170,000	¥16,756,004
H17.10.7		楽天KC	¥320,000	¥17,076,004
H17.10.12		プロミス	¥340,000	¥17,416,004
H17.10.12		プロミス	¥115,000	¥17,531,004
H17.10.13		プロミス	¥1,600,000	¥19,131,004
H17.10.18		ロブロ	¥5,000,000	¥24,131,004
H17.10.24		UFJニコス	¥379,658	¥24,510,662
H17.10.26		GE	¥45,000	¥24,555,662
H17.10.28		武富士	¥325,000	¥24,880,662
H17.10.28		アイフル	¥100,000	¥24,980,662
H17.10.31		アイフル	¥22,000	¥25,002,662
H17.11.2		三洋信販	¥550,000	¥25,552,662
H17.11.2		アコム	¥3,180,000	¥28,732,662
H17.11.8		アコム	¥220,000	¥28,952,662
H17.11.11		武富士	¥2,020,000	¥30,972,662
H17.11.14		アコム	¥1,550,000	¥32,522,662
H17.11.16		ロブロ	¥4,000,000	¥36,522,662
H17.11.17		プロミス	¥5,000	¥36,527,662
H17.11.18		CFJ	¥745,901	¥37,273,563
H17.11.18		イオンクレジットサービス	¥170,000	¥37,443,563
H17.11.18		アイフル	¥70,000	¥37,513,563
H17.11.25		武富士	¥1,610,000	¥39,123,563
H17.11.20		CFJ	¥320,000	¥39,443,563
H17.12.8		アイフル	¥845,000	¥40,288,563
H17.12.9		クオークローン	¥140,000	¥40,428,563
H17.12.12		プロミス	¥1,200,000	¥41,628,563
H17.12.12		アコム	¥1,800,000	¥43,428,563
H17.12.14		ロブロ	¥4,000,000	¥47,428,563
H17.12.15		プロミス	¥790,000	¥48,218,563

H17.12.15	プロミス	¥60,000	¥48,278,563
H17.12.15	アイフル	¥475,000	¥48,753,563
H17.12.20	アイフル	¥140,000	¥48,893,563
H17.12.21	プロミス	¥245,000	¥49,138,563
H17.12.22	プロミス	¥2,450,000	¥51,588,563
H17.12.26	アイフル	¥875,000	¥52,463,563
H17.12.27	プロミス	¥1,900,000	¥54,363,563
H17.12.27	オリエントコーポレーション	¥537,328	¥54,900,891
H17.12.27	アイフル	¥80,000	¥54,980,891
H18.1.12	アイフル	¥750,000	¥55,730,891
H18.1.12	じんわ	¥32,000	¥55,762,891
H18.1.13	三洋信販	¥190,000	¥55,952,891
H18.1.13	武富士	¥2,500,000	¥58,452,891
H18.1.18	アコム	¥800,000	¥59,252,891
H18.1.18	アコム	¥310,000	¥59,562,891
H18.1.19	SFCG	¥386,785	¥59,949,676
H18.1.20	プロミス	¥220,000	¥60,169,676
H18.1.25	GE	¥80,000	¥60,249,676
H18.1.26	レタスカード倶楽部	¥430,000	¥60,679,676
H18.1.30	アイフル	¥17,000	¥60,696,676
H18.1.31	アエル	¥150,000	¥60,846,676
H18.2.2	アイフル	¥275,000	¥61,121,676
H18.2.2	アイフル	¥70,000	¥61,191,676
H18.2.3	武富士	¥2,500,000	¥63,691,676
H18.2.3	武富士	¥1,801,000	¥65,492,676
H18.2.3	シンキ	¥2,750,000	¥68,242,676
H18.2.9	オリエントコーポレーション	¥150,470	¥68,393,146
H18.2.10	プロミス	¥250,000	¥68,643,146
H18.2.14	三洋信販	¥44,000	¥68,687,146
H18.2.14	三洋信販	¥210,000	¥68,897,146
H18.2.14	三洋信販	¥225,000	¥69,122,146
H18.2.17	武富士	¥3,900,000	¥73,022,146
H18.2.17	武富士	¥1,700,000	¥74,722,146
H18.2.21	アコム	¥4,100,000	¥78,822,146
H18.2.22	アコム	¥750,000	¥79,572,146
H18.2.22	アコム	¥430,000	¥80,002,146
H18.2.22	オリエントコーポレーション	¥180,000	¥80,182,146
H18.2.23	三洋信販	¥1,550,000	¥81,732,146
H18.2.24	武富士	¥90,000	¥81,822,146
H18.2.28	CFJ	¥450,000	¥82,272,146
H18.3.1	アコム	¥240,000	¥82,512,146
H18.3.13	三洋信販	¥2,750,000	¥85,262,146
H18.3.15	CFJ	¥1,790,000	¥87,052,146
H18.3.15	CFJ	¥1,671	¥87,053,817
H18.3.16	三洋信販	¥1,035,000	¥88,088,817
H18.3.16	三洋信販	¥1,800,000	¥89,888,817
H18.3.17	武富士	¥2,300,000	¥92,188,817
H18.3.17	GE	¥97,394	¥92,286,211
H18.3.17	プロミス	¥350,000	¥92,636,211
H18.3.17	CFJ	¥109	¥92,636,320
H18.3.22	プロミス	¥2,050,000	¥94,686,320
H18.3.23	アコム	¥1,750,000	¥96,436,320
H18.3.27	SFCG	¥4,200,000	¥100,636,320
H18.3.27	SFCG	¥2,800,000	¥103,436,320
H18.3.29	三洋信販	¥171,500	¥103,607,820
H18.3.29	アイフル	¥2,150,000	¥105,757,820
H18.3.31	アイフル	¥800,000	¥106,557,820

H18.4.5	しんわ	¥310,000	¥106,867,820
H18.4.7	三洋信販	¥800,000	¥107,667,820
H18.4.7	三洋信販	¥850,000	¥108,517,820
H18.4.7	GE	¥470,000	¥108,987,820
H18.4.10	CFJ	¥1,213,510	¥110,201,330
H18.4.12	オリエント信販	¥41	¥110,201,371
H18.4.12	プロミス	¥3,725,000	¥113,926,371
H18.4.12	プロミス	¥810,000	¥114,736,371
H18.4.12	クオークローン	¥350,000	¥115,086,371
H18.4.14	アエル	¥1,000,000	¥116,086,371
H18.4.18	プロミス	¥2,600,000	¥118,686,371
H18.4.19	三洋信販	¥700,000	¥119,386,371
H18.4.21	UFJニコス	¥22,000	¥119,408,371
H18.4.21	武富士	¥1,600,000	¥121,008,371
H18.4.21	武富士	¥72,386	¥121,080,757
H18.4.24	三洋信販	¥150,000	¥121,230,757
H18.4.25	ゆめカード	¥36,000	¥121,266,757
H18.4.26	三洋信販	¥1,550,000	¥122,816,757
H18.4.27	GE	¥2,300,000	¥125,116,757
H18.4.27	アイフル	¥810,000	¥125,926,757
H18.4.28	シンキ	¥310,200	¥126,236,957
H18.5.1	CFJ	¥3,349,131	¥129,586,088
H18.5.1	サンライズ	¥42,000	¥129,628,088
H18.5.2	アプラス	¥210,000	¥129,838,088
H18.5.9	楽天KC	¥20,000	¥129,858,088
H18.5.10	オリエントコーポレーション	¥110,000	¥129,968,088
H18.5.10	ワールド	¥205,000	¥130,173,088
H18.5.10	GE	¥300,000	¥130,473,088
H18.5.10	プロミス	¥2,520,000	¥132,993,088
H18.5.10	プロミス	¥370,000	¥133,363,088
H18.5.11	三洋信販	¥330,000	¥133,693,088
H18.5.11	三洋信販	¥525,000	¥134,218,088
H18.5.11	エルアンドエムワールド	¥39,000	¥134,257,088
H18.5.12	ニッシン	¥110,000	¥134,367,088
H18.5.15	CFJ	¥980,000	¥135,347,088
H18.5.15	アエル	¥660,439	¥136,007,527
H18.5.15	アイフル	¥110,000	¥136,117,527
H18.5.16	UFJニコス	¥130,000	¥136,247,527
H18.5.17	プロミス	¥290,000	¥136,537,527
H18.5.19	武富士	¥2,970,000	¥139,507,527
H18.5.19	武富士	¥3,200,000	¥142,707,527
H18.5.19	武富士	¥200,000	¥142,907,527
H18.5.19	アイフル	¥630,000	¥143,537,527
H18.5.23	オリエントコーポレーション	¥1,100,000	¥144,637,527
H18.5.24	UFJニコス	¥1,070,000	¥145,707,527
H18.5.25	楽天KC	¥360,000	¥146,067,527
H18.5.26	オリエントコーポレーション	¥649,040	¥146,716,567
H18.5.26	三洋信販	¥1,610,000	¥148,326,567
H18.5.26	三洋信販	¥2,100,000	¥150,426,567
H18.5.26	三洋信販	¥1,680,000	¥152,106,567
H18.5.29	アコム	¥300,000	¥152,406,567
H18.5.29	アコム	¥680,000	¥153,086,567
H18.5.31	三洋信販	¥490,000	¥153,576,567
H18.5.31	三洋信販	¥460,000	¥154,036,567
H18.5.31	アエル	¥1,200,000	¥155,236,567
H18.5.31	ライフ	¥1,250,000	¥156,486,567

依頼者73名

金利を利息制限法の法的金利まで下げれば、滞納税・滞納年金保険料が無くなることの実証的資料

弁護士 瀧 康 暢

一 結 論 一

- ① 消費者金融の約定金利のもとでは、税金（特に市県民税・国民健康保険税（料））、国民年金保険料を滞納してはいるが、利息制限法の法定金利の範囲内であれば、余裕をもって支払いができる。
- ② 現下の、地方税（市県民税・国民健康保険税）、国民年金保険料の納付率の低下の背景には、消費者金融の高利の貸付がある。
- ③ 健康保険証を取り上げられる等の悲惨な世帯を救済し、なくすためにも、利息制限法の金利まで、早期に引き下げる必要がある。

第1. 過払金は、どれくらいの期間で、どれくらいの額になるのか

別グラフ・参照

おおざっぱに言うと、5年で借金0円、
8年で過払金が20～50万円、
10年を超えると100万円近い。

第2. 地方税の滞納者の債務(借金)状況と過払状況

1. 地方税、特に国民健康保険税（料）までを滞納する市民のほとんどは多重債務者である。そして過払金を抱えている。
2. 多くの滞納者は、3～5年ほど消費者金融との取引があり、3社ほど借入をし毎月の返済額が、6～9万円になったところで、税金・健康保険料・年金保険料等の公租公課の支払いを滞納し始める。最初に支払いが滞るのは税金である。
3年以上、地方税、年金保険料の滞納がある高額滞納者のほとんどは、滞納の始期をさかのぼること3年～5年以上前から消費者金融と取引がある。したがって、過払になっている。
∴ 過払金を回収することで滞納税の全額一括納付が可能である。

以下、それを実証する数値を示す。

3. 実際に、過払金を回収して納税した実績

- (1) 資料 2003/1～2006/6 過払金回収→滞納税支払い実績表

田舎の、一事務所にたまたま相談をして、依頼した多重債務者の滞納税等を回収した実績表である。

10年を超えて、消費者金融業者と取引がある債務者は、総額100万円以上の過払となっている。

一方、滞納している税金、例えば国民健康保険税は30万円から195万円を滞納している人がある。

しかし、過払金を回収することで、これら滞納している税金が支払えることが分かる。

(2) 資料 グラフ ～

消費者金融から借入れ、弁護士に依頼するまでの借入・返済・貸付残高をまとめたグラフ。

法的金利で返済すれば、すでに過払となっており、滞納していた税金も易々と支払いができたことがわかる。さらには、法定金利であれば滞納など生じていなかったことがわかる。

《 例 》

グラフCが、国保料なし市県民税140万円(平10～17.7)の滞納があったが、信和から過払金130万円、武富士から51万円を回収して一括納付した。

第4 国民年金保険料

年金についても同じ事が言える。

《 例 》

グラフGが、年金32,0320円、健康保険・市民税1,125,400円の滞納があったが、プロミス58.5万円、武富士127万円を回収して支払った。

グラフHが、年金の滞納額が785,820円あったが、25ヶ月分の320,320円(平15.8～17.7)を、アコムから過払金100万円を回収して一括納付した。

グラフIが、年金の滞納額は、90万円近くあったが、25ヶ月分362,420円(平16.1～18.3)を、OMCから過払金円を回収して一括納付した。

第5. 滞納税の状況 特に健康保険税(料)の滞納・徴収状況

－愛知県一宮市の場合

1. 愛知県一宮市の現況

一宮市 人口378,500人 世帯数135,000世帯 国民健康保険世帯68,148世帯

愛知県尾張地方の地方中核都市。かつての繊維産業で栄えた地域。

従業員3～4人程度の家内工場(織物、撚糸、染色業)がほとんど、自営の繊維業者は、国民健康保険加入世帯である。

2. 国民健康保険税滞納世帯数とその金額

・健康保険世帯数68,148世帯。 国民健康保険税の収納率65.5%。

・3人に1人が滞納の状況。 愛知県下32市中、32位の収納率。

健康保険証の3ヶ月更新1,647世帯(2.4%)。6ヶ月更新は39世帯。

資格証明(健康保険証が取り上げられている世帯)133世帯

1年以上滞納者 17,609人 滞納金総額 54億7100万円

3年以上滞納者 9,145人 滞納金総額 30億7900万円

3年以上の滞納額については、一世帯当たり約34万円程度の滞納額となる。

← 34万円程度の滞納額であれば、過払金を回収することでほとんど支払いが可能！

回収した実績から考えると、30億7900万円の滞納国保料が過払金で充当できる！

もしかすると、過払金を回収し、これを滞納税の納付にあてれば、全国の各自治体の健康保険料の滞納が霧散してしまう可能性が高い。

3. ちなみに一宮市の滞納処分(差押え)の状況

(1) 預金口座の差押え 257件 24,439,484円 一件当たり 95,000円

→ 貧困者のなけなしの預金通帳を差し押さえて回収している。

(2) 出産育児一時金からの充当 70件 6,077,950円 一件当たり 86,700円

→ 出産育児一時金の請求をさせて、そこから税金の納付をさせるなど非人道的。

(3) 臨宅件数

夜間臨宅 2,950件 徴収件数156件 徴収額 5,202,670円 一件当たり 33,333円

休日臨宅 5,217件 徴収件数284件 徴収額 4,879,200円 一件当たり 17,180円

徴税職員の昼夜土日の苦勞の割には、成果が少ない。

∴ 過払金を回収することで、滞納税に充てることのほうがよほど効果的である。

4. 過払金を滞納税に充当する波及効果は絶大

市町村の納税課、徴税課職員は、高額滞納者(3年以上滞納)には、臨宅(家庭訪問のこと)して、税金を滞納している全市民とあまねく接触しています。資産状況はもちろん、家族状況、収入額、給料日等を、十分に把握しています。

過払金を滞納税に充当するに当たっては、過払金債権の存在を確認するため、まずは、徴税課の職員が臨宅し、簡単に取引履歴を聴き取る必要があります。グレーゾーンの話を出し、借金が減る、お金が返ってくる仕組みを話さざるを得ません。

ほんとの多重債務者、貧困者は、活字に馴染んでおらず、行政に相談しにゆくという知識すらないです。

税金を滞納している場合は、市民が市役所まで行かなくとも、行政のほうから積極的に市民の自宅まで臨宅します。

それをきっかけとして、市民は他の消費者金融からの借入についても「借金が減るんじゃないか、過払金があるんじゃないか」と気がつくはずです。これまで、グレーゾーンの知識など全くなく、情報の蚊帳の外に置かれていた市民が、徴税員がやってくことで、その知識を手に入れ、多重債務から抜け出す絶好の機会になると思われます。

5. 多重債務が解決することで、地域経済が潤う

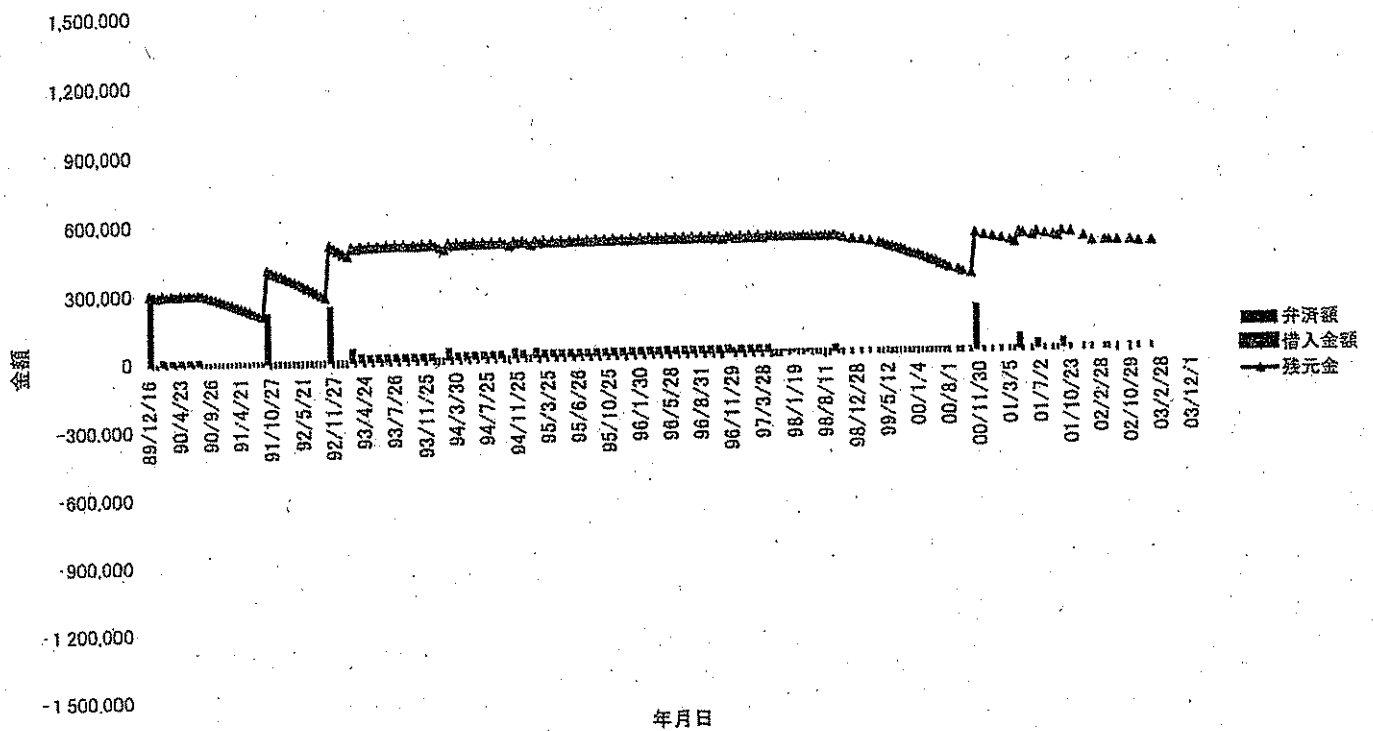
税金、健康保険、介護保険料の未納が解決。病院に行けなかった人が行けるようになる。市営、県営住宅、水道料金の未納が減る。保育料、給食費の未納が減る。

生活保護に陥る世帯が減る。

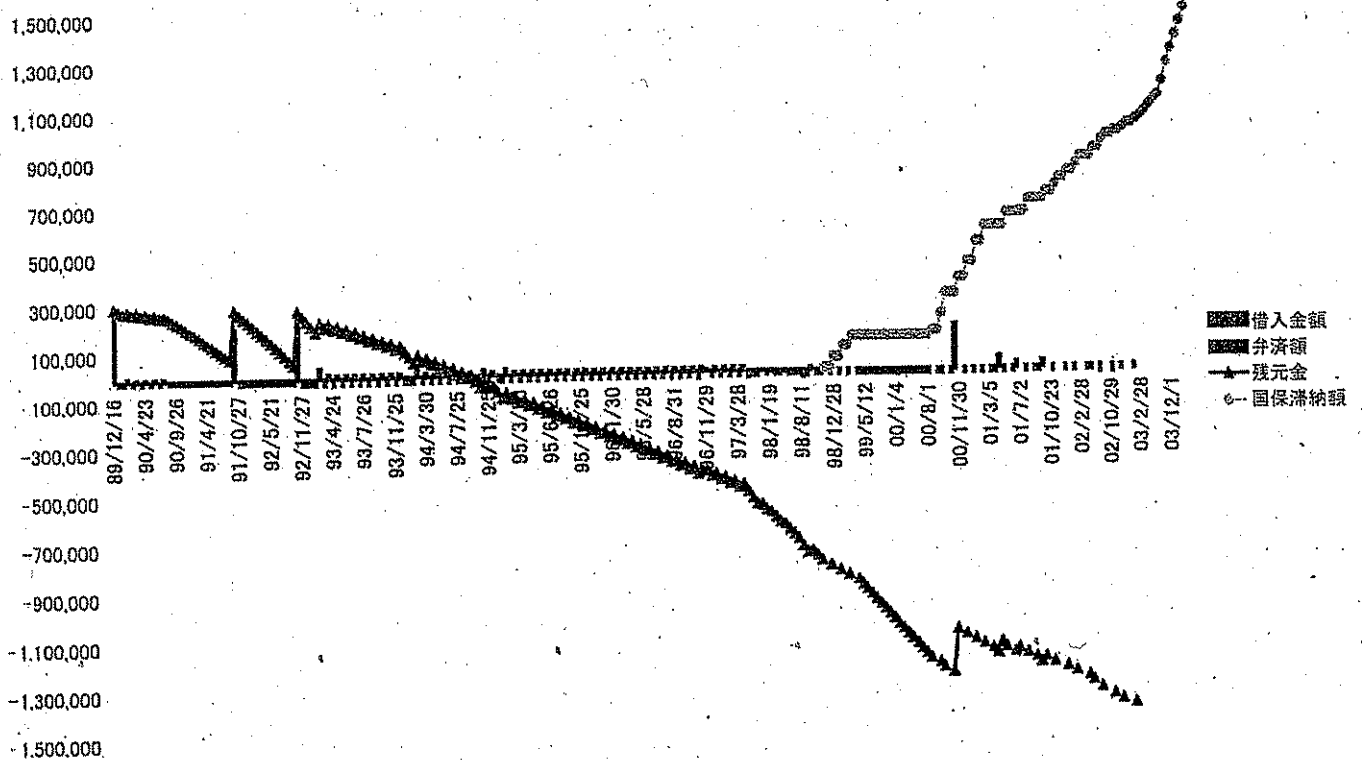
毎月、借金の返済に回っていた、月々3～10万円のお金が地域消費に回る。

離婚、自殺、夜逃げ、横領、窃盗が減る。

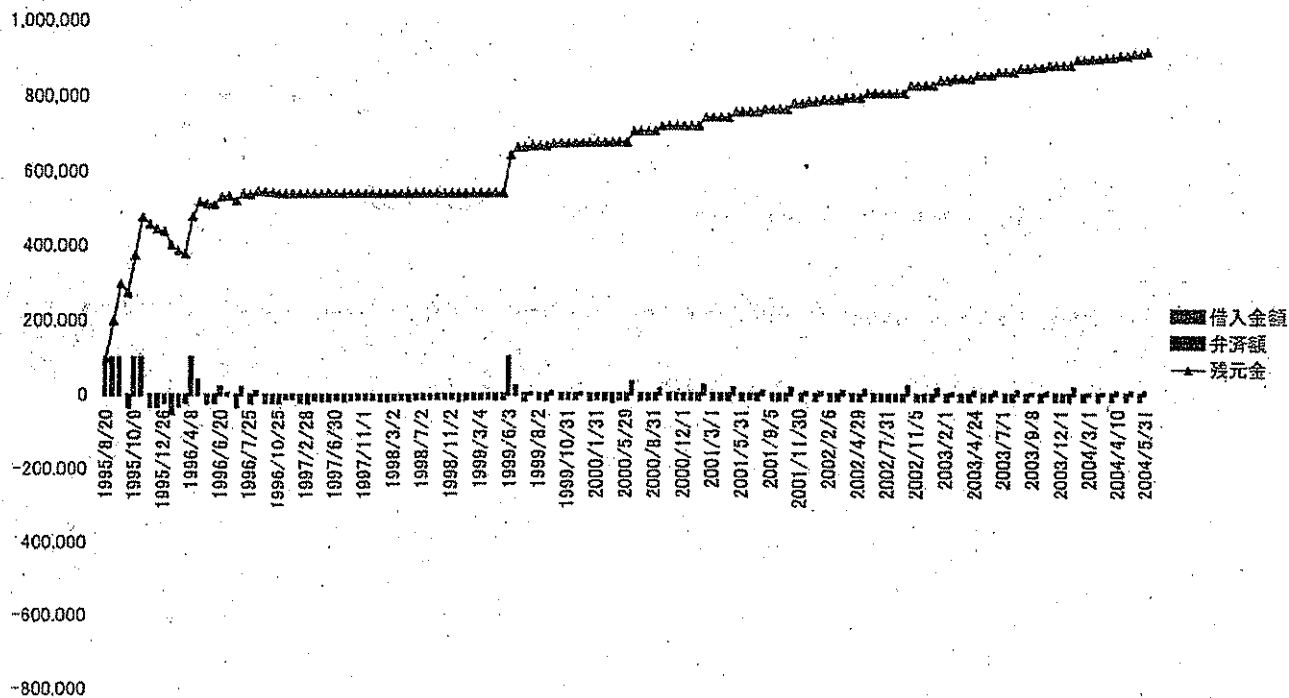
C vs 信和 約定利息 残高推移グラフ



C vs 信和 法定金利残高, 滞納税 グラフ

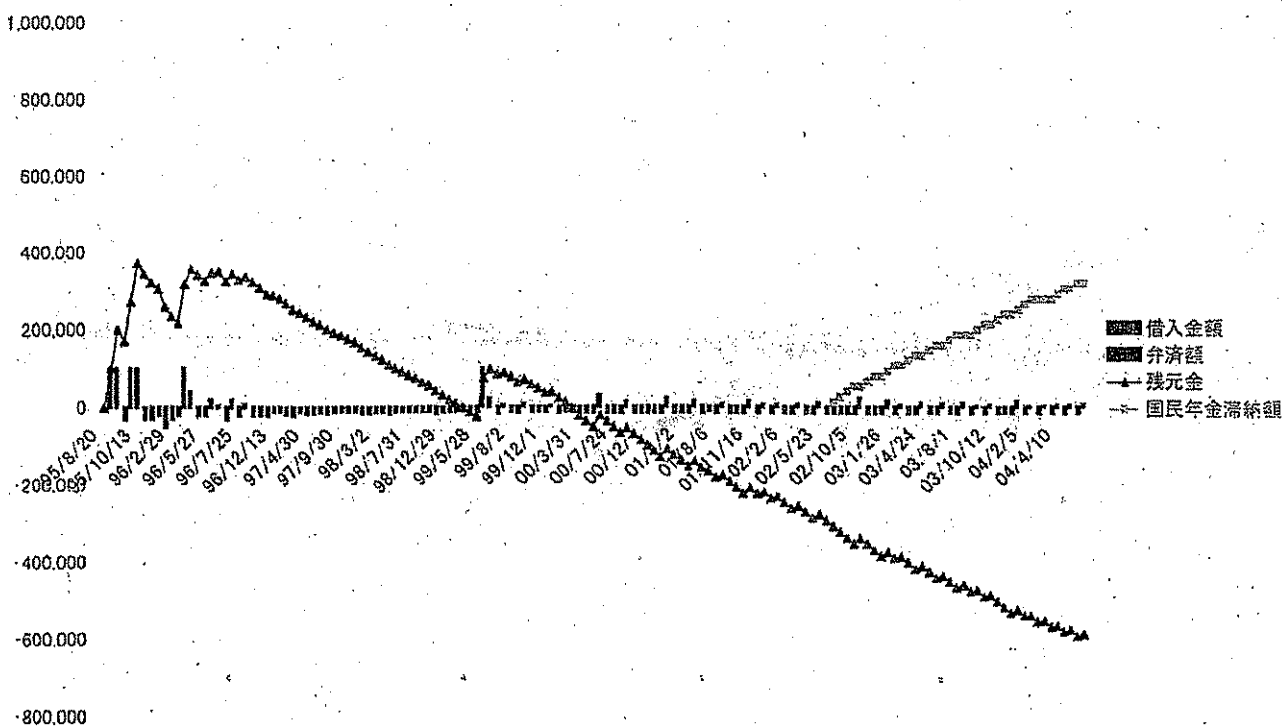


Gvsプロミス 約定利息残高推移 グラフ

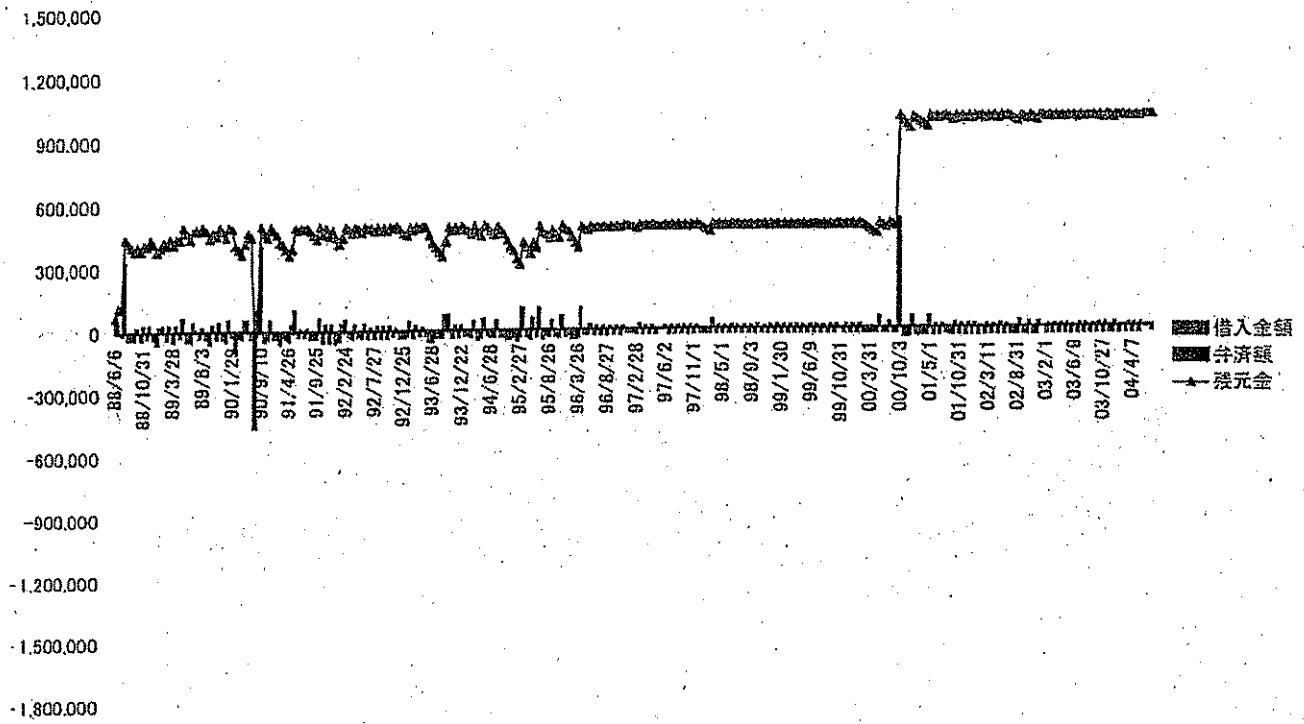


Page

Gvsプロミス 法定金利残高 滞納税 グラフ

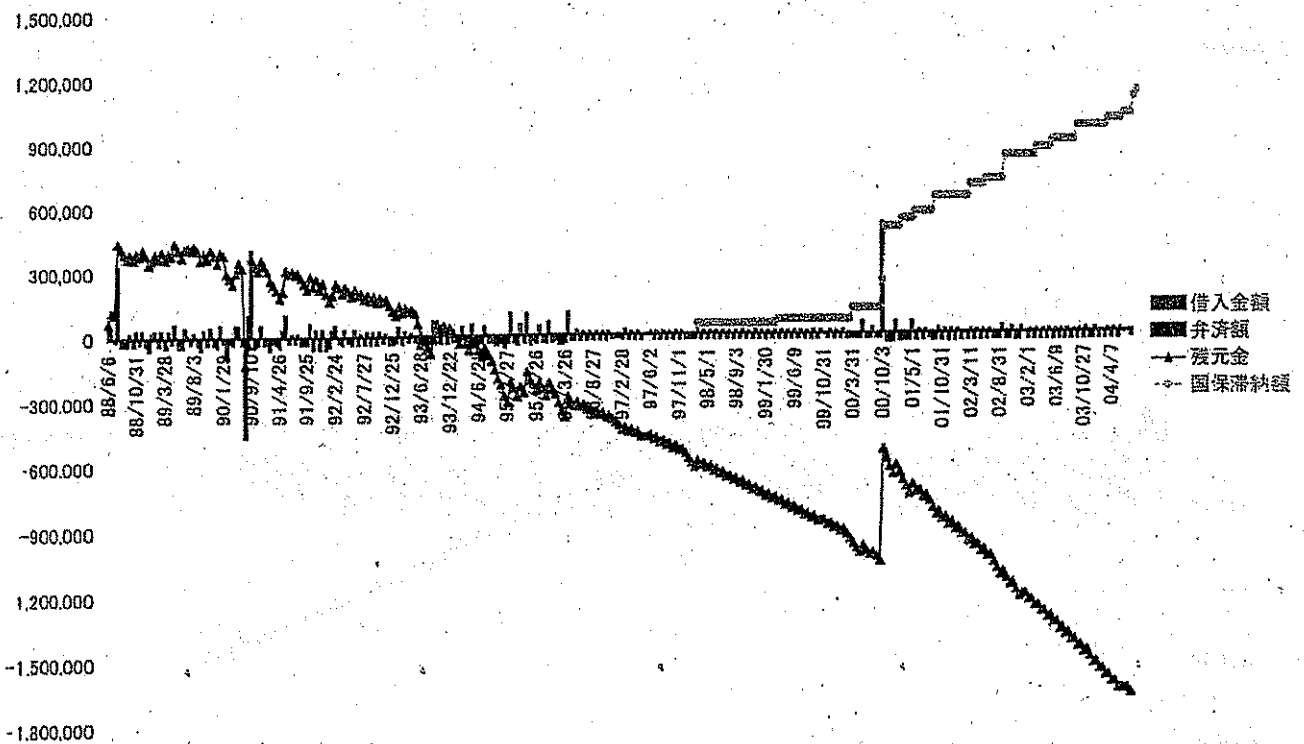


G 約定利息残高推移グラフ



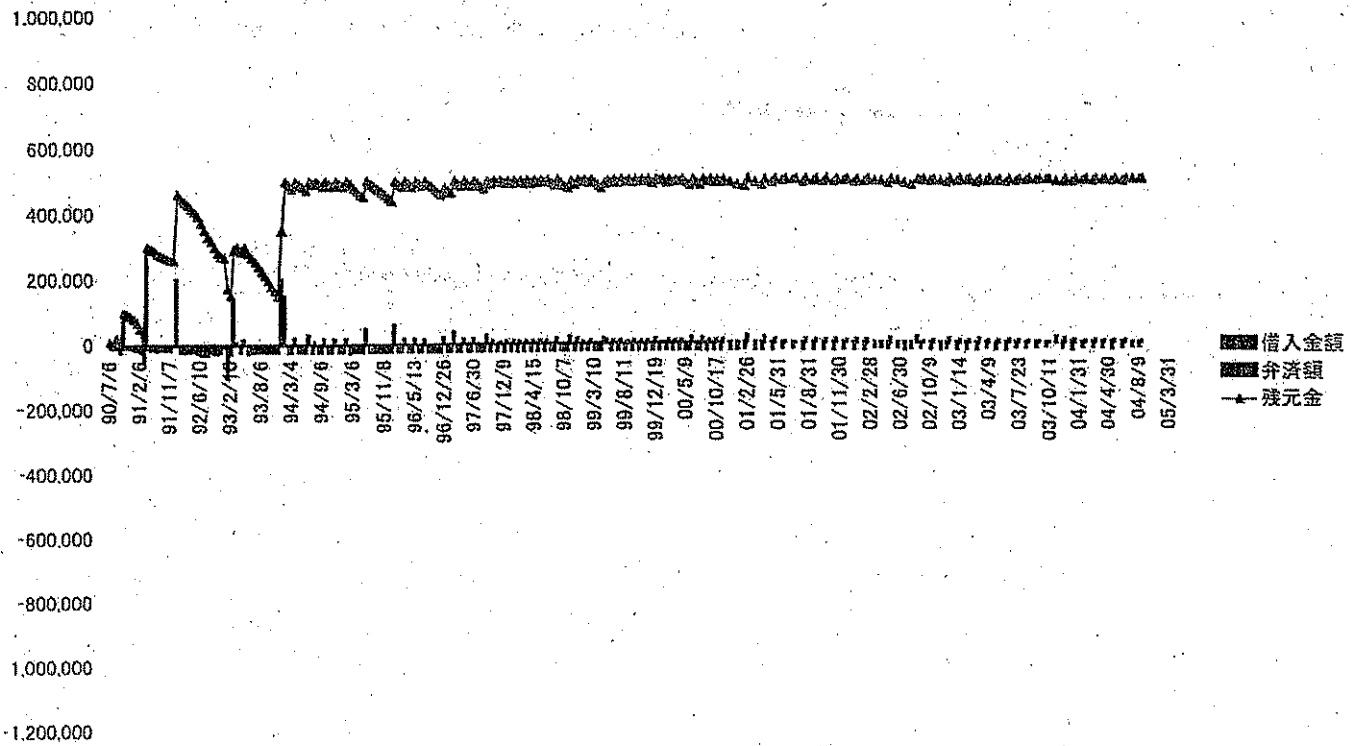
Page 1

Gvs武富士 法定金利残高、滞納税グラフ



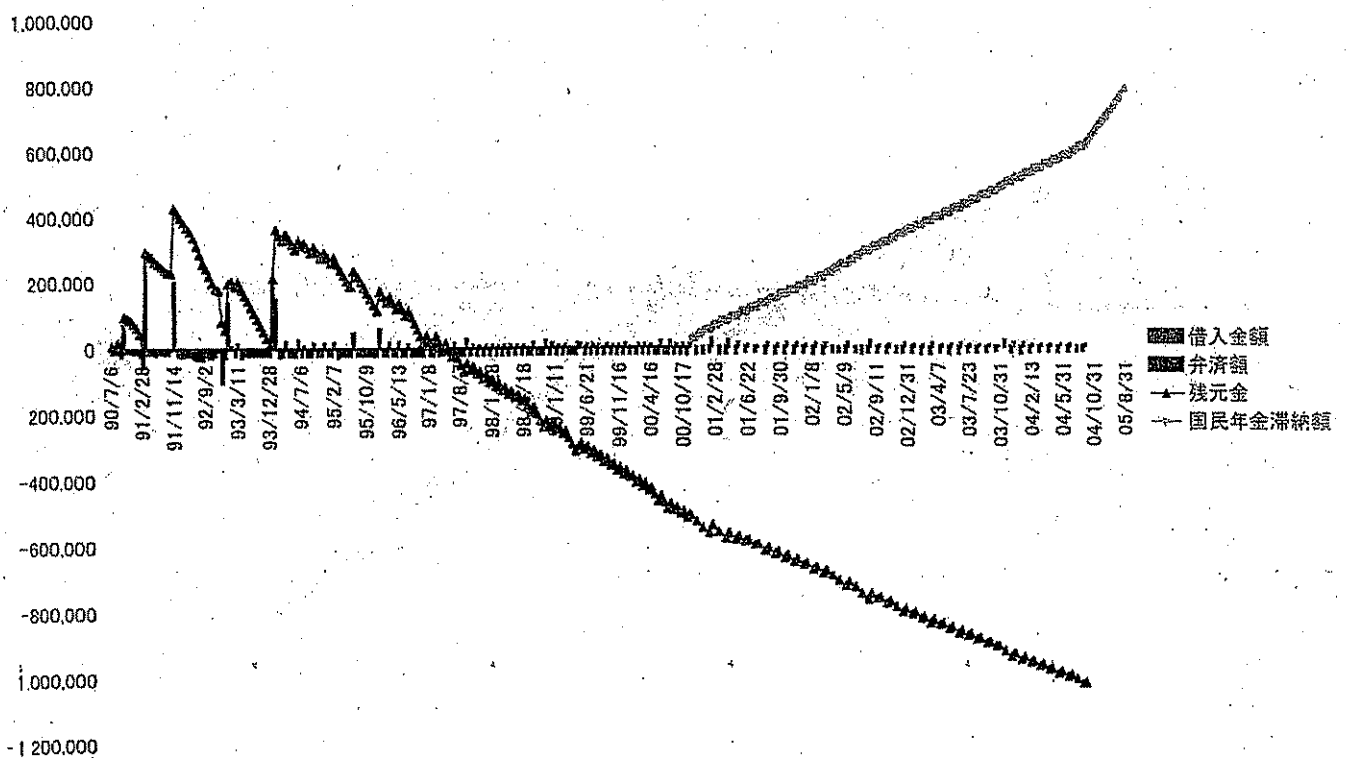
Page 1
118

H vs アコム 約定利息 残高 推移グラフ

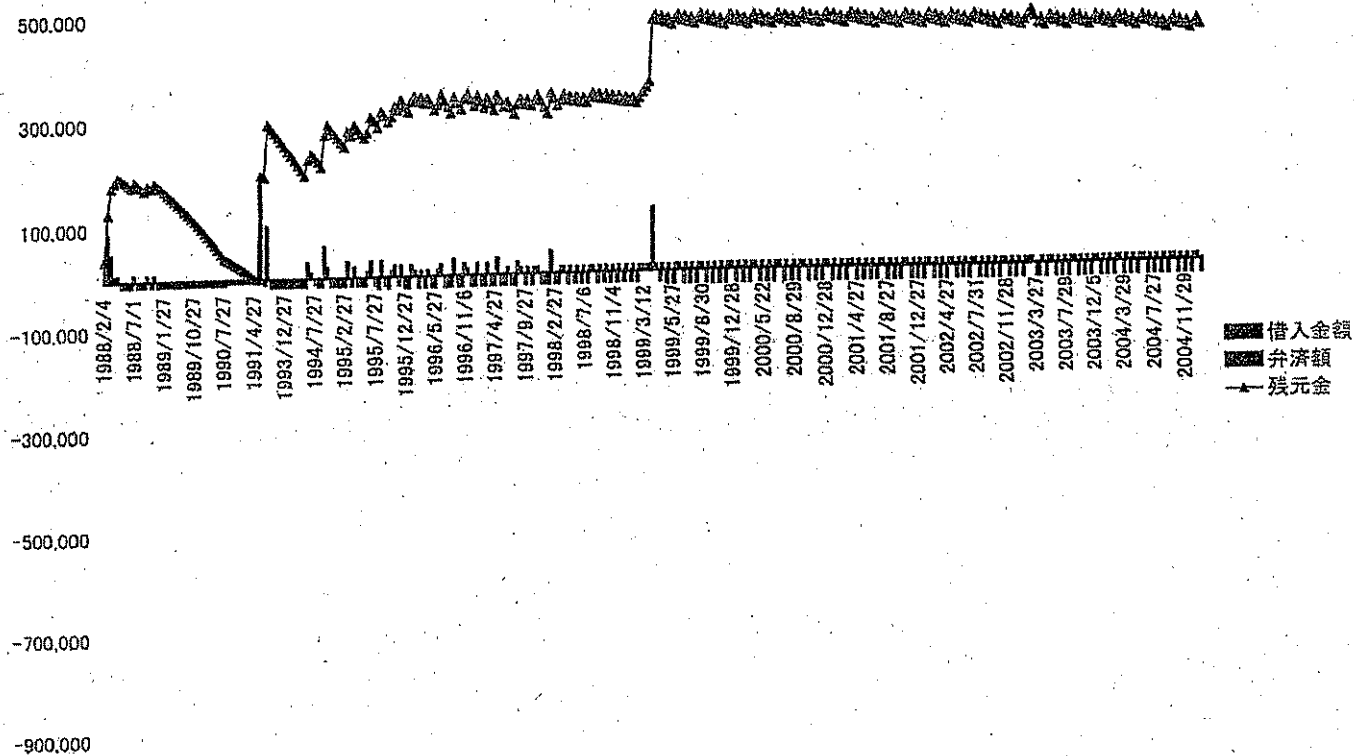


Page 1

H vs アコム 法定金利、滞納年金グラフ

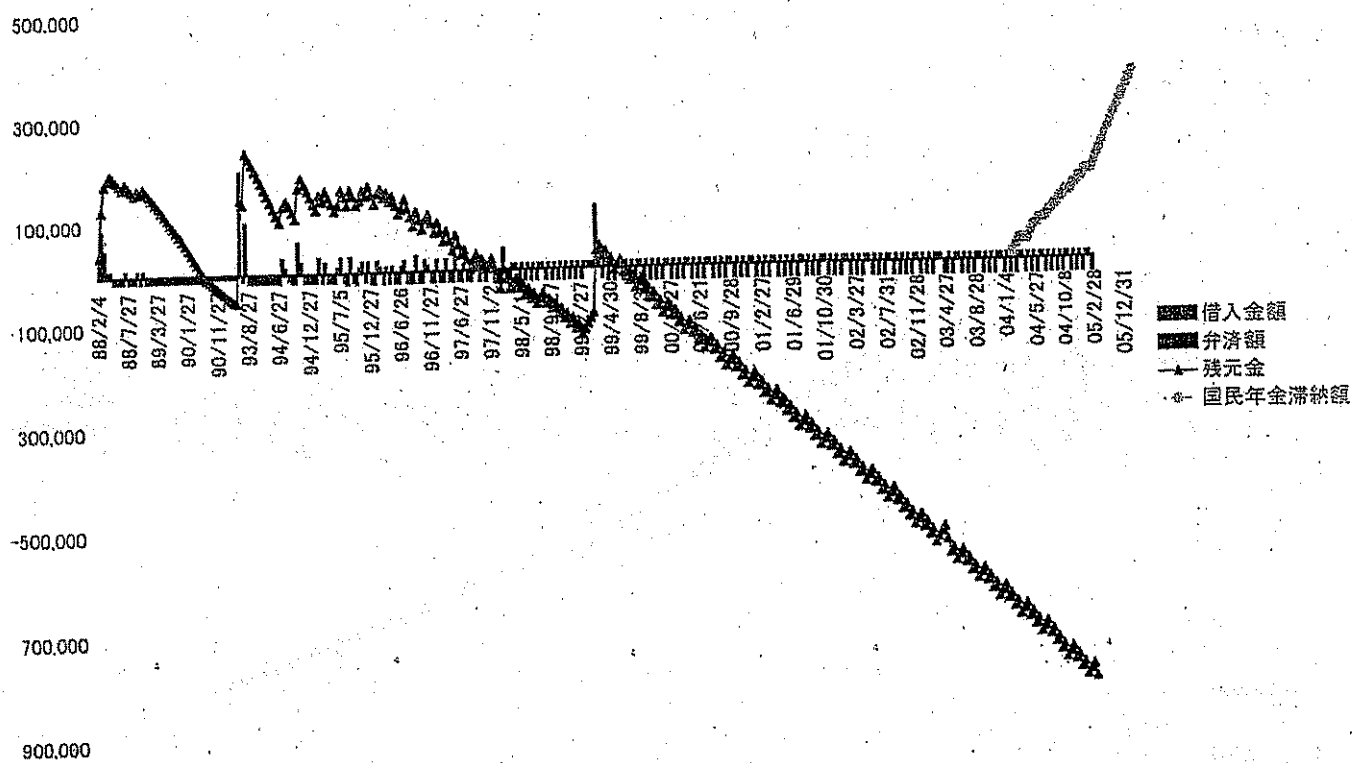


L vs OMC 約定利息 残高推移グラフ



Page 1

L vs OMC 法定金利, 滞納年金グラフ



2003/1 ~ 2006/6 過払金回収→滞納税支払い実績表

住居地	約定利息残債額	初回借入日	弁護士受任日	税金納付日	健康保険	市県民税	固定資産税	その他・自動車税等	国民年金保険料	返済した滞納税等合計	過払金回収額 引直計算額	過払金合計
年令・性別	債権者数		回収に要した期間		滞納期間(おおよその数値)							
A 江南市	240万	91以前	03/1	03/10	460,800					460,600	武富士 アイフル プロミス 他3社	1,778,410
68歳・男	3件		9ヶ月		H7~9, H11~15						752,558 447,852 450,000 128,000	
B 一宮市	2110万	90/2	03/2	03/11					239,400	239,400	アコム プロミス レイク	1,830,000
44歳・男	18件		9ヶ月								750,000 550,000 530,000	
C 一宮市	1100万	89/12	03/5	03/12	1,361,887					1,361,887	武富士 プロミス 信和 他2社	2,566,503
34歳・女	8件		7ヶ月		H10, H12~15						51,000 980,000 1,300,000 235,503	
D 一宮市	1700万	90/11	03/9	04/8	1,957,850			255,400		2,213,250	武富士 アイフル プロミス C F J	3,409,267
60歳・男	15件		11ヶ月		H9~16						550,000 1,600,000 350,000 909,267	
E 尾西市	5700万	92/3	04/8	05/3	642,300					642,300	武富士 アコム	1,564,364
39歳・男	2件		7ヶ月		H12~16						790,000 774,364	
F 尾西市	1136万	90/5	04/8	05/6	773,300	72,300		34,900		880,500	アコム 日本信販 オリコ クレディア	2,051,273
56歳・男	12件		10ヶ月								1,000,000 731,273 70,000 250,000	
G 一宮市	370万	87/7	04/8	05/9	1,125,400				320,320	1,445,720	武富士 アイフル プロミス レイク	3,258,000
57歳・男	5件		13ヶ月		H12~17				H15/8~17/7		1,270,000 273,000 585,000 1,130,000	
H 一宮市	280万	90/7	04/9	05/9					320,320	320,320	アコム レイク ぶらっと 丸和	2,559,626
5歳・女	7件		12ヶ月						H15/8~17/7		1,015,554 750,000 711,000 83,072	
I 沢市	2745万	85/1	04/11	05/8	635,360	340,360	500,300	8,260		1,484,280	武富士 アコム プロミス 他2社	3,173,213
46歳・男	8件		9ヶ月		H12~H16	H14, 16, 17	H11~17				900,000 580,000 591,213 1,102,000	
J 江南市	470万	95/9	04/6	05/11	319,800	109,200		47,600		476,600	武富士 C F J	1,174,000
51歳・男	13件		17ヶ月		H12, 13	H12, 13, 15					114,000 1,060,000	
K 一宮市	58万	85/1	04/1	06/1					314,650	314,650	丸和 マルフク	1,654,000
36歳・女	3件		23ヶ月						H15/12~18/1		804,000 850,000	
L 一宮市	233万	84/3	05/4	06/2					362,420	362,420	OMC	800,000
	8件		10ヶ月						H16/1~18/3		800,000	
M 一宮市	707万	96/10	06/4	納付予定	430,600					430,600	武富士 レイク アコム	1,263,752
	10件										518,801 725,261 19,690	
N 一宮市	100万	85/5	06/5	納付予定	131,500				162,400	293,900	武富士 レイク ユニマット アイク	6,306,418
	4件										3,496,774 908,766 1,859,025 41,853	
O 一宮市			06/5	納付予定	1,225,002					1,225,002		0
P 一宮市	348万	99/12	06/6	納付予定	445,396					445,396	武富士 丸和 プロミス	1,131,681
60歳・女	14件										627,304 420,627 83,750	
総合計										10,632,527		27,082,408

A ; 職業大工。一人親方。二世帯住宅を建築して、住宅ローンの支払が滞る。

B ; 父親が燃糸業。父親死亡後、家業を次ぎ、父が残した借金を返済しつつ多重債務に陥る。

C ; 夫がユニットバスの設置の自営業者。元請け会社が困窮したことから、サラ金から借入をして元請け会社を助けるも元請け会社が倒産。

D ; 左官業。九州、大分県から出稼ぎにくる。天候に左右される仕事であることから仕事がないときに少しづつ借入をして、多重債務になる。

E ; 父が旅行代理店を経営。自宅事務所を建てるも父が死亡し、Hが父の保証債務をサラ金から借り入れて返済し、多重債務となる。

F ; 軽便運転手。仕事がなく収入が足りないときに少しづつ借入をして、多重債務になる。

G ; 日雇い建設作業員。仕事がないときに少しづつ借入する。弁護士に依頼する3ヶ月前、車上生活に陥り、自殺未遂。

H ; 勤め先からクレジットカードの契約を勧められ作成。その後服を購入。クレジットが払えなくなり、サラ金から借入れ。

I ; ミシンの訪問販売。ノルマが上がらないうちに借入。住宅ローンのボーナス払いができなくなり、破産

J ; タイ人女性と結婚。妻の本国への送金、毎年の里帰り費用、出産後の育児費用がかさみ、サラ金から借入れする。

K ; パート独身。父親が癌で入院。看病で仕事も休みがちになり、収入が減り、サラ金から借入をする。

L ; 次男が心臓病で障害1級。夫の自営業の鉄工所も経営不振。平16年10月、本人も夜中にトイレで倒れて腎不全が発覚。生活費と治療費で借入れ。

M ; 父母が、平16に破産申立。母親が息子Mの名義でサラ金から借入れ。Mは自分名義の債務の返済をするも脱サラに失敗し返済不能に。

O ; 電子部品製造の自営業者。パート従業員の給料が払えないときに、サラ金から借入れ。健康保険料の支払いは後回しに。

P ; 夫が、平年交通事故で入院し、全身麻酔の後遺症で脳障害を発症。医療費の自己負担3割が払えなくなり、サラ金から借入。パート収入で不足分を借入れ。

2006 年 6 月 14 日提出資料

＜別冊資料B 添付報道記事＞

「一宮 多重債務に新対策 過払い金で滞納税回収を」(2006.3.12 中日新聞)